

第7章「介護サービス基盤の整備」について

1. 介護給付部会で検討する項目

令和5年5月25日に開催しました第1回出雲市介護保険運営協議会においてお示しました、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画骨子のうち、介護給付部会では、第7章「介護サービス基盤の整備」について、検討をいたします。

第7章で検討をする内容は、以下のとおりとなります。

○第7章「介護サービス基盤の整備」

1. サービス種別事業費の推計

- (1)居宅介護サービス（介護予防サービスを含む）
- (2)地域密着型サービス（介護予防地域密着型サービスを含む）
- (3)介護保険施設サービス
- (4)介護予防・生活支援サービス事業

- ・サービス種別事業費の推計は、介護サービスの基盤整備目標を定めた後、給付費等の実績及び今後の施設整備や施策等、介護サービス利用者数、被保険者数、認定者数の将来推計を反映し、国が提供する地域包括ケア「見える化」システムを活用して、令和6～8年度における各年度の介護サービス見込み量を計画します。

2. 介護サービスの基盤整備目標

- (1)介護保険施設
- (2)居住系サービス
- (3)地域密着型サービス【圏域ごとのサービス種別事業所数】

- ・「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年及び現役世代が急減する令和22年の双方を念頭に、人口構造及び介護サービス必要量を見込んで定めるものとするが、さらに「団塊ジュニア世代」が75歳以上となり、75歳以上人口がピークとなる令和37年前後の状況も見据えて計画します。
- ・居宅介護支援事業所等に対し実施した介護サービス過不足状況調査を参考に、入所・入居施設においては、各施設の待機者数を分析し必要なサービスの整備について検討します。

- ・居宅サービスにおいては、要介護者が住み慣れた地域・住まいで生活を継続できる状態を目指し、地域ニーズに沿った介護サービスの提供が行われるよう計画を策定します。
- ・過不足状況調査でも、多く意見のあった中山間地域や沿岸部のサービス提供が困難になってきている状況が課題であり、実態分析に取り組めます。
- ・近年、増加している市内の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の利用状況を勘案して計画を策定します。

3. 介護人材の確保・定着に係る施策の推進

- (1)介護業界全体のイメージアップに向けた取組
- (2)介護人材の定着に向けた取組
- (3)介護人材の確保に向けた取組
- (4)介護現場革新

- ・現役世代の減少により、各産業で労働人口が減少するなか、介護分野も人材不足が進んでおり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題であります。
- ・本市では、令和2年度から5年度までの4年間で介護人材確保・定着施策の集中実施期間に位置づけ、各種施策を推進してきましたが、介護人材不足に歯止めができておらず、第9期計画でも将来的な介護サービス量を確保できる人材を供給していくための体制づくりを検討します。

4. 介護サービスの質の確保と適正化

- (1)運営推進会議等による地域との連携推進
- (2)第三者評価（外部評価）の実施
- (3)介護サービス相談員派遣事業
- (4)事故発生時の連絡・報告体制
- (5)介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
- (6)介護給付の適正化に向けた取組
- (7)介護サービス事業者に対する指導監督の徹底
- (8)サービス事業者経営情報の調査及び分析
- (9)自立支援、重度化防止に向けた取組

- ・給付費適正化主要5事業（①要介護認定の適正化②ケアプラン点検③住宅改修・福祉用具の点検④医療情報との突合・縦覧点検⑤介護給付費通知）の内容について充実を図り、さらなる介護サービスの質の確保・向上と介護給付費の適正化を目指します。

5. 出雲市独自のサービス

- (1)老老介護支援事業
- (2)居宅サービス費区分支給限度基準額拡大事業
- (3)認知症グループホーム利用者負担軽減事業
- (4)小規模多機能型居宅介護の独自報酬

- ・関係機関などに、今後の事業のあり方についてアンケート調査等により意見を聴取し、第9期での実施や内容等について検討します。

6. 自然災害・感染症対策に係る体制整備

- (1)介護サービス事業所等における取組
- (2)出雲市の取組【福祉避難所、個別避難計画】

- ・感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制の構築に取り組めます。
- ・出雲市で取組を進める福祉避難所の確保、個別避難計画の作成についても、防災部局と連携し体制の構築を図ります。

2. 計画策定にあたっての部会での検討予定項目

7月5日 第1回介護給付部会

2. 介護サービスの基盤整備目標の一部
4. 介護サービスの質の確保と適正化
5. 出雲市独自のサービス

10月12日 第2回介護給付部会

1. サービス種類別事業費の推計
2. 介護サービスの基盤整備目標
3. 介護人材の確保・定着に係る施策の推進

市内介護サービス基盤整備方針について

●介護サービスの基盤整備について

(1) 施設サービス

介護老人福祉施設については、平成 29 年度（2017）以降、市内には地域密着型施設を含め 18 施設（1088 床）が整備されており、9 割程度の入所率で推移しています。

○特別養護老人ホームの入所者数・入所率等

区分	施設数	定員	R4. 4. 1 入所者数	R5. 4. 1 入所者数	平均入所率
広域型特養	15 施設	1,010	950	952	94.2%
地域密着型特養	3 施設	78	78	77	99.4%
合計	18 施設	1,088	1,028	1,029	94.5%

入所申込者数は、令和元年（2019）以降、減少傾向であり、とりわけ在宅以外の申込者数が減少していることから、他の施設サービスや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の利用により生活が維持できていると見込まれます。

また、年間の入所者数についても、300 人程度で推移しており、第 9 期計画期間においてもその傾向は継続すると見込まれます。入所の必要性の高い要介護 3 以上の在宅申込者数とほぼ同数で推移しており、在宅からの申込者は概ね 1 年以内に入所できていると推察されることから、第 9 期計画での新たな整備は必要ないものと考えます。

○特別養護老人ホームの入所申込者、入所者の推移

	H31. 4. 1	R2. 1. 1	R2. 7. 1	R3. 1. 1	R3. 7. 1	R4. 1. 1	R4. 4. 1
全体	1,093	1,130	1,154	1,081	1,027	1,043	924
在宅	352	37	376	352	324	306	315
在宅以外	741	760	778	729	703	737	609
うち要介護 1～2	129	90	128	87	85	75	68
在宅	39	29	50	37	32	24	20
在宅以外	90	61	78	50	53	51	48
うち要介護 3 以上	964	1,040	1,026	994	942	968	856
在宅	313	341	326	315	292	282	295
在宅以外	651	699	700	679	650	686	561
過去 1 年間の入所者数	301	311	314	321	335	332	328

介護老人保健施設については、8施設（654床）が整備されており、そのうち90床を令和5年度（2023）末までに介護医療院へ転換予定です。

転換後においても、概ね定員の枠内に収まっていることから、第9期計画での整備は必要ないものと考えます。

○介護老人保健施設の入所者数・入所率等

区分	施設数	定員	R4. 4. 1 入所者数	R5. 4. 1 入所者数	平均入所率
介護老人保健施設	8	654	534	512	80.0%

↓ 介護医療院へ転換後（▲1施設・▲90床）

区分	施設数	定員
介護老人保健施設	7	564

介護医療院については、第8期計画期間中に3施設（218床）を整備目標としていましたが、人員基準や設備基準等から整備を見送った事業者もあったため、3施設のうち1施設（90床）を令和5年度（2023）末までに整備予定です。

居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターを対象に実施した介護サービス過不足状況調査においても、「不足」という回答が多数あり、医療ニーズの高い高齢者を支えるサービスであると見込まれます。

第8期計画にて整備を予定していた事業者についても、あらためて意向調査を行い、第9期計画での整備数を検討します。

○第8期計画期間での介護医療院の整備状況

区分	整備計画 (施設)	実際の整備 (施設)	備考
介護医療院	218床 (3施設)	90床 (1施設)	介護老人保健施設から転換

(2) 居住系サービス

特定施設である、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホームは、38 施設(1343 床)整備されており、さらにその中で、包括的に介護サービスを提供する、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設があります。

特定施設入居者生活介護の指定は、人員基準や設備基準を満たした特定施設が、介護保険事業計画で定める定員の範囲内で指定を受けることができ、現在、市内に 12 施設 (560 床) が指定されています。

特定施設入居者生活介護の指定を受けると、施設内で介護サービスが提供されるため、介護付き施設と呼ばれます。外部契約により介護サービスを提供する住宅型施設と比較し、介護保険による介護サービスの自己負担額が定額であることや、介護職員または看護職員が常駐している等の長所が挙げられる一方で、介護従業者や介護支援専門員等の人員確保が必要なことや、介護が必要でない場合は自己負担が割高になること等が短所として挙げられます。

このサービスについては、第5期計画で整備した以降、新たな整備はしておらず、現状、定員の枠内に収まっており、入所率が6割程度で推移していることから、第9期計画での整備は必要ないものと考えます。

○特定施設入居者生活介護の利用実績

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
事業所数及び定員	12 施設(560 床)	12 施設(560 床)	12 施設(560 床)	12 施設(560 床)
利用数 (月平均)	350 人	357 人	343 人	334 人
入所率	62.5%	63.8%	61.3%	59.6%

○特定施設の整備数 (令和5年4月1日時点)

		施設数	定員
特定施設入居者生活介護の指定	有料老人ホーム	6	263
	サービス付き高齢者向け住宅	2	90
	軽費老人ホーム	2	77
	養護老人ホーム	2	130
	小計	12	560
上記以外	有料老人ホーム	16	371
	サービス付き高齢者向け住宅	9	363
	軽費老人ホーム	1	49
	養護老人ホーム	0	0
	小計	26	783
合計		38	1343

(3) 地域密着型サービス

①看護小規模多機能型居宅介護

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第8期計画期間中においては、医療ニーズの高い高齢者を支えるサービスである「看護小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護サテライト型」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備を目標としていましたが、看護小規模多機能型居宅介護サテライト型1施設の整備に留まりました。

令和5年度に実施した介護サービス過不足状況調査の結果では、前回(令和元年度)調査時と比べ、「不足・やや不足」の割合は減少しましたが、依然として「充足」の割合よりも多く、訪問看護等の医療ニーズを支えるサービスの給付額も増加しています。

今後も、医療ケアが必要な高齢者の在宅生活を支える上で、需要が見込まれるため、再度、第9期計画中の整備を検討します。

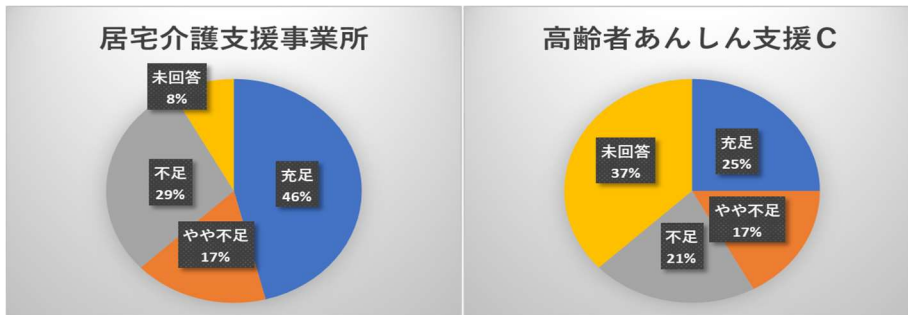
なお、「看護小規模多機能型居宅介護」については、第9期計画で整備を行う場合、具体的に事業を検討している事業所からの問合せもあります。

(参考) 医療ニーズに対応する各事業の給付実績及び対前年度・対計画比較

(1) 在宅サービス	令和2年度 実績(千円)	令和3年度 実績(千円)	令和4年度 計画(千円)	令和4年度 実績(千円)	(対前年度)	(対計画)
					令和4年度実績/ 令和3年度実績	令和4年度実績/ 令和4年度計画
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	63,855	75,322	74,536	86,131	114.35%	115.56%
看護小規模多機能 型居宅介護	140,299	153,803	250,574	184,081	119.69%	73.46%
訪問看護	338,185	349,833	363,481	387,554	110.78%	106.62%
訪問リハ	219,929	233,271	230,962	231,061	99.05%	100.04%

○令和5年度 介護サービス過不足状況調査結果より抜粋

●看護小規模多機能型居宅介護



	充足	やや不足・不足	未回答
令和元年度(2019)	11.5%	58.5%	30%
令和5年度(2023)	35.5%	42%	22.5%

【主な意見】

(居宅介護支援事業所)

- ・斐川にしかないのが不足。吸引がある方等、医療依存度が高い方は小規模多機能だと泊まることが出来ないのが、看護付きだと頼みやすい。
- ・癌治療の利用者が増えているため、利用できれば選択肢が増えると思う。

(高齢者あんしん支援センター)

- ・医療ニーズの高い方が多く、介護的負担から考えると利用がしやすい施設であると思う。

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護



	充足	やや不足・不足	未回答
令和元年度(2019)	15.5%	53%	31.5%
令和5年度(2023)	32%	41.5%	26.5%

【主な意見】

(居宅介護支援事業所)

- ・一事業所のみ利用したことがある程度だが、出雲市全域的に不足していると思う。
- ・独居・高齢者世帯が増えるなか、柔軟な対応をしてくれる定期巡回があると助かる。

(高齢者あんしん支援センター)

- ・訪問看護などのサービスで対応するので、あればよいが無くては必要性を感じない。

③認知症対応型共同生活介護

第7期計画で108床、第8期計画にて18床を整備し、休止中（1事業所・18床）の事業所も含め39事業所（630床）が整備されており、9割程度の入所率で推移しています。

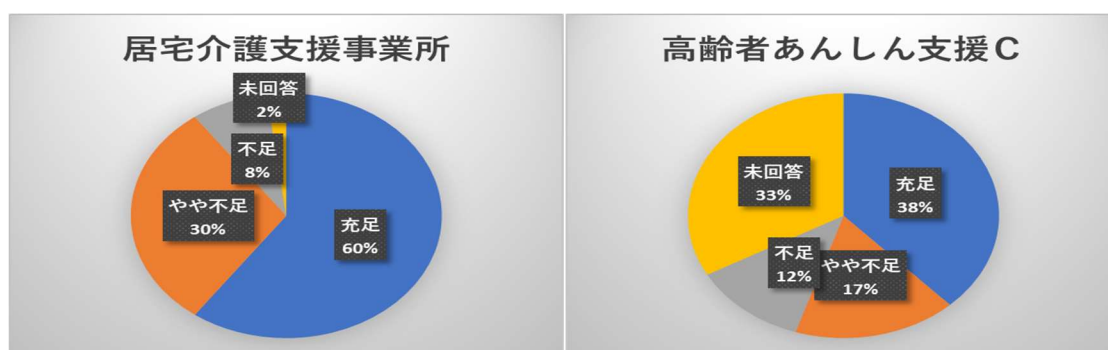
依然として、在宅申込者は一定数存在しているものの、年間の入所者数とほぼ同数であり、概ね1年以内に入所できていると推察されること、介護人材不足により事業所の受け入れ態勢が整っていないこと、介護サービス過不足状況調査結果から「充足」の回答が多かったことから、新たな整備は必要ないものと考えます。

なお、入所申込者について、実態調査を行い、分析を行います。

○認知症対応型共同生活介護事業所の入所者数・入所率等

	R2. 4. 30	R3. 4. 30	R4. 4. 30	R5. 4. 30
事業所	38	40	39	39
定員	585	612	612	621
入所者	546	559	577	554
空床	39	53	35	67
入所率	93.3%	91.3%	94.3%	89.2%
在宅申込者	177	182	186	167

○令和5年度 介護サービス過不足状況調査結果より抜粋



	充足	やや不足・不足	未回答
令和元年度(2019)	34.5%	45.5%	20%
令和5年度(2023)	49%	33.5%	17.5%

【主な意見】

(居宅介護支援事業所)

- ・事業所はあると思うが、定員に達していたり、人材不足により断られる。
 - ・入所料金が高いため国民年金では入れない。生活保護の方が入れる施設が少ない。
- (高齢者あんしん支援センター)
- ・要支援のケースで直接GHに入られるケースは少ない。

介護サービスの質の確保と適正化に向けた取組について

第8期計画においては、市内介護サービス事業所・施設の介護サービスの質の確保と適正化を図るため、下記の8項目について取組んでいます。

第9期計画では、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備や介護給付費の適正化を図るため、第8期計画の取組をさらに推進していく考えであります。

記

1. 第8期計画の取組状況

取組内容	実施状況
<p>(1)第三者評価（外部評価）の実施 グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、国の基準により介護サービスの改善及び質の向上を目的とした第三者評価（外部評価）を実施しなければならないため、全事業所で実施するよう指導する。</p>	<p>(実施率) R3年度：86.7%（39/45事業所） R4年度：87.8%（43/49事業所） ・グループホーム24/30事業所 ・（看護）小規模17/17事業所 ・定期巡回 2/2事業所 ※未実施事業所には指導済</p>
<p>(2)運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の推進 地域密着型サービス事業所は、利用者・家族、地域住民代表、地域包括支援センター、市が参加する運営推進会議等を国の基準により開催しなければならないため、全事業所で実施するよう指導する。</p>	<p>(実施率) R3年度：87.6%（106/121事業所） R4年度：88.0%（103/117事業所） ※未実施事業所には指導済</p>
<p>(3)介護サービス相談員派遣事業 介護サービスの質の向上を図るため、市内介護サービス施設、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅へ介護サービス相談員を定期的に派遣する。</p>	<p>(実施率) R3年度：39%（138/356施設） R4年度：49%（174/359施設）</p>

取組内容	実施状況
<p>(4)事故発生時の連絡・報告体制</p> <p>本市の「事故発生時の連絡及び報告に関する取扱要綱」に基づき、事業者から速やかに事故報告を受ける体制を整備し、事故発生後の連絡や再発防止に向けた取組を確認することとしている。また、重大な事故発生時には、現地確認を行い、再発防止に向けた改善策の確認を行う。さらに、年間の事故報告をまとめ分析結果を全事業所へ情報提供する。</p>	<p>(事故報告件数)</p> <p>R1年度：184件 R2年度：206件 R3年度：208件</p> <p>※事業所から報告された介護事故情報を共有し、標準化するため、事故報告様式を令和4年度に改正した。</p>
<p>(5)介護給付の適正化に向けた取組</p> <p>①要介護認定の適正化 認定調査員及び認定審査委員に対する研修会を実施する。</p> <p>②ケアプラン点検 主任介護支援専門員を配置し、居宅介護支援事業所の実地指導時又は来庁方式によりケアプラン点検を実施する。</p> <p>③医療情報との突合・縦覧点検 給付適正化事務員を配置し、国保連の医療給付情報・介護給付情報を基に点検を実施する。また、介護給付適正化システムを用いて、認定情報と給付実績の不整合点を抽出し、照会する。</p> <p>④介護給付費通知 介護サービス利用実績のある被保険者に対し、サービス費の明細を通知する。</p>	<p>①研修会開催回数(人数は延べ人数) R3年度 3回 4名 R4年度 2回30名</p> <p>②点検件数 R3年度 192件 R4年度 154件</p> <p>③点検による過誤件数及び金額 R3年度：85件(791,730円) R4年度：5件(23,355円)</p> <p>システムによる照会件数 R3年度：506件 R4年度：200件</p> <p>④通知件数 R3年度:9月 11,978件、3月 12,016件 R4年度:9月 12,114件、3月 11,994件</p>
<p>(6)自立支援・重度化防止に向けた取組</p> <p>①ケアマネマニュアルの更新 ②地域ケア個別会議の開催</p>	<p>①第8期中の更新回数 1回(R3.8月改訂)</p> <p>②会議開催数 R3年度：11回、R4年度：8回</p>
<p>(7)介護サービス事業所に対する指導監督の徹底(実地指導・集団指導の実施)</p> <p>介護給付等サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、所管する地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所について、指定期間中に1回以上(16.6%)の割</p>	<p>(実地指導の実施割合)</p> <p>R3年度：25.3%(59/233事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス 41/168事業所 ・居宅介護支援 18/65事業所 <p>R4年度：20.3%(47/232事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス 30/169事業所

<p>合で実地指導を実施する。また、年1回、全事業所を対象とした集団指導を実施する。</p>	<p>・居宅介護支援 17/ 63事業所</p>
<p>(8) 住宅改修・福祉用具の点検</p> <p>①住宅改修点検の実施方法</p> <p>住宅改修の利用に際して、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設ける。</p> <p>住宅改修の実施前の住宅にリハビリテーション専門職とともに訪問し、適正な改修内容か否か、調査を行う。</p> <p>具体的には、大規模または複雑な改修の場合、改修内容が、利用者の身体状況に対し適切なものか判断が難しい場合、過剰または不足した改修内容と判断するのが難しい場合等を対象としている。</p> <p>②福祉用具点検の実施方法</p> <p>給付実績から抽出した中から、福祉用具貸与のみの利用や介護給付費に占める福祉用具貸与の割合が高い方、同じ品目を複数利用している方、寝たきり状態の方に歩行補助杖の貸与を行っている場合などの要介護状態が著しく高い方について対象としています。</p>	<p>①住宅改修の事前点検</p> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2件（R5.2月実施） <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検を行う（1回/3ヶ月） ・事前審査において疑義のある改修内容については随時、点検を行う。 <p>②福祉用具の実地点検</p> <p>【令和4年度】</p> <p>実績なし</p> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検を行う（1回/3ヶ月）

2. 第9期計画での検討事項

(1)介護サービス相談員派遣事業（介護サービス相談員の訪問の拡大及び研修）

本市の介護サービス相談員派遣事業では、介護サービス相談員は担当する施設を2～4か月に1回の頻度で訪問し、相談員一人当たり月4～6施設を訪問することとしています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度から令和4年度にかけては訪問受入施設数が減少しましたが、本年度5月の5類移行に伴い、受入施設数を増やしていけるように、再度制度についての周知や促進を図ります。

また、本年度の保険者機能強化推進交付金等の評価指標において、介護サービス相談員派遣事業実施に対する支援による高齢者虐待防止の体制整備について示されたことから、訪問施設での好事例等の周知や、相談員の対応力強化のための研修を検討します。

(2)介護給付の適正化に向けた取組

(ケアプラン点検の実施)

ケアプラン点検について、市内全ての居宅介護支援事業所への点検・面談が一巡し、ケアプラン作成にあたっての傾向や課題が見えてきたことから、今後は点検結果を踏まえた上で、ケアマネジメントの資質向上につながる点検となるよう、介護支援専門員協会等からも意見を集約し、実施方法を検討します。

また、介護給付適正化システムで認定情報と給付実績情報を突合した結果、整合性の取れないサービスとして抽出された事業所について、ケアプラン点検の実施を検討します。

(住宅改修のリハビリテーション専門職による助言)

令和 4 年度に居宅介護支援事業所に対して実施した住宅改修についてのアンケートにおいて、「事前にリハビリ専門職のアドバイスを受けたい」との意見が多くあったことから、住宅改修の点検については「助言」の内容を加えられるように検討します。

住宅改修の事前審査の申請が提出される前にケアマネジャーから相談を受け、専門職が対象の住宅を訪問及び利用者の身体状況や将来の状況等を勘案した上で助言をし、適切な改修工事が行われるように取組みます。

出雲市独自サービスの実施について

本市が実施する次の独自事業について、第8期計画中の実施状況を検証し、第9期計画
中の実施について検討を行います。

1. 老老介護支援事業
2. 居宅サービス費区分支給限度基準額拡大事業
3. 認知症グループホーム利用者負担軽減事業
4. (看護) 小規模多機能型居宅介護の独自報酬

出雲市老老介護支援事業について

1. 事業概要

要介護1以上でひとり暮らしの人及び要介護1以上の人を介護している 65歳以上の高齢者世帯に対し、生活支援サービス券を交付し、日常生活上の家事援助等の生活支援サービスの利用を助成することにより介護者等の介護負担の軽減、要介護者の在宅生活の継続を支援する。(H22年10月から実施)

➤ 対象者：出雲市に在住の次の要件をすべて満たす世帯

①65歳以上のみの世帯（独居を含む）

②世帯全員が非課税

③要介護1以上（要介護者）の世帯員がいる ※H30年度から対象拡大（施設入所や長期入院等は対象外）

➤ 支給金額・枚数（1世帯あたり）

上限 36,000円分／年（500円券×72枚）

3,000円分／月（500円券×6枚）

※支給要件に該当する期間に応じた枚数を決定し、一括支給する。

➤ 利用できるサービス（※介護保険給付対象外のサービス）

① 家事支援（調理・買物代行・掃除・片付け・除草・剪定・除雪 など）

② 家屋修繕等（障子や襖の張替え、エアコンクリーニング、家屋内外の小修繕など）

③ 通院介助等（通院や買物の付添い料金）

➤ サービス提供事業者・・・36事業者（R5.5.31現在）

事業者が市へ申請し、市がサービス提供事業者として指定している

【要件】① 市内に事業所（個人の場合は住所）を置いていること

② 申請するサービスについて1年以上の提供実績があること

③ 市税の滞納がないこと

- 利用ガイドパンフレットの作成・配付
令和4年度にパンフレットを作成し、利用者（利用券発送時）及び居宅介護事業所に送付した。（市ホームページにもデータを掲載）

【目的】

- ・イラストや各事業者の活動写真を使用するなど、利用者にとって見やすく、分かりやすいパンフレットを活用し、利用率向上を図るため。
- ・ケアマネジャーを中心に未申請者への制度紹介や利用促進にパンフレットを活用してもらい、制度周知及び利用率向上を図るため。

【成果品】

別添のとおり

2. 実績（会計年度の実績）

交付・利用実績

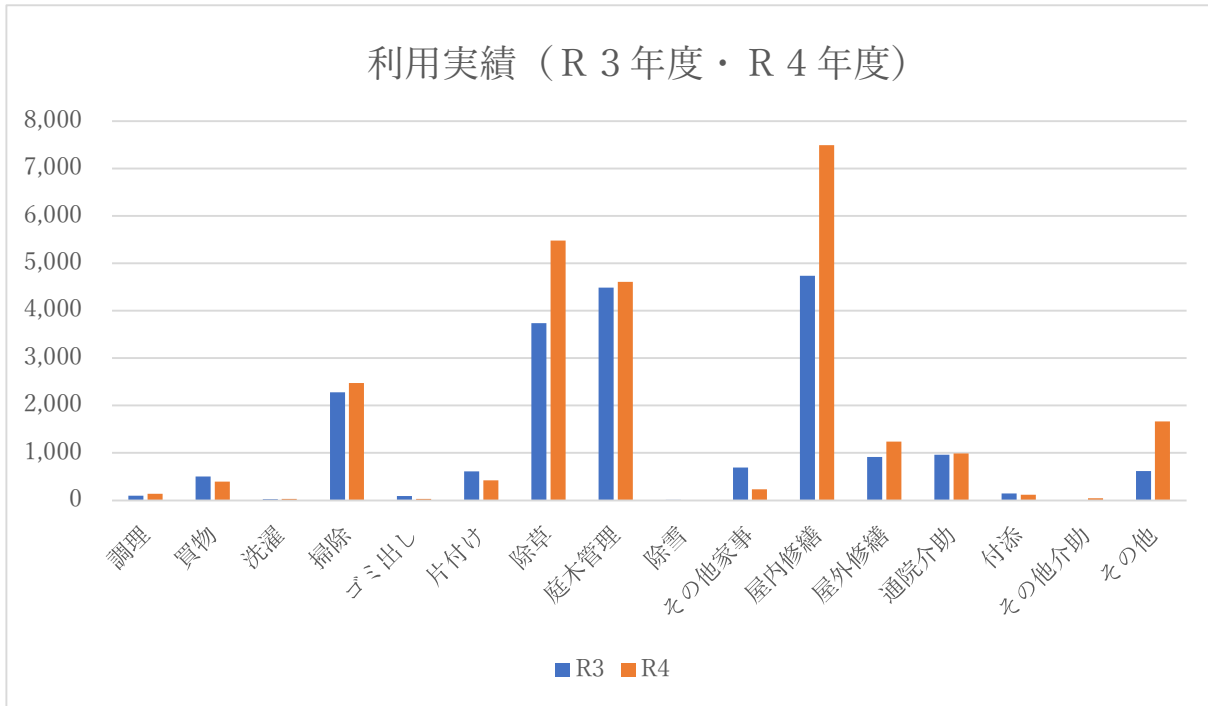
年度	申請動員世帯数	交付世帯数	交付枚数	利用枚数	申請率	利用率
H29	438	183	11,514	4,403	42%	38%
H30	971	566	40,248	10,488	58%	26%
R1	995	560	39,918	16,651	56%	42%
R2	1,152	643	45,216	19,900	56%	44%
R3	1,250	645	45,456	19,918	52%	44%
R4	1,389	847	55,542	25,364	61%	46%

↓対象拡大

事業費実績

年度	需用費 (用紙・封筒等)	役務費 (郵送料)	委託料 (システム処理)	サービス 利用料	計
H29	62	90	583	2,202	2,937
H30	309	442	2,018	5,244	8,013
R1	211	418	1,125	8,326	10,080
R2	213	489	1,141	9,950	11,793
R3	141	526	1,141	9,959	11,767
R4	641	612	1,603	12,682	15,538

↓対象拡大



利用枚数が多い順…①屋内修繕（障子や襖の張替・建具修繕等）②除草 ③庭木管理 ④
掃除 ⑤その他（エアコンクリーニング、家電点検など）

3. 令和4年度に実施したアンケート調査の結果

- (1) 送付件数 569件（R4年度更新対象者への申請勧奨時に送付）
 回答件数 370件（R4年度の申請書とともに返送）
 回答率 65%

(2) 回答結果

①昨年度（令和3年度）支給された利用券を使用されましたか。

項目	回答数	回答率 (対比：回答者)
ア いいえ	91	25%
イ はい	272	74%
無回答	7	2%
計	370	

②上記で「ア いいえ」と回答した人について、使用されなかった理由

項目	回答数
ア 使用したいサービスがなかった	13
イ 使用方法が分からなかった	22
ウ 使用する必要がなかった	24
エ その他	26
無回答	6

③利用券の使用について担当ケアマネジャーに相談していますか。

項目	回答数	回答率 (対比：回答者)
はい	166	45%
いいえ	186	50%
無回答	18	5%

④担当ケアマネジャーから、利用券の使用を勧められますか。

項目	回答数	回答率 (対比：回答者)
はい	165	45%
いいえ	172	46%
無回答	33	9%

⑤利用券を持っていることをご家族に話していますか。

項目	回答数	回答率 (対比：回答者)
はい	294	79%
いいえ	37	10%
無回答	39	11%

⑥本事業の改善してほしい点について

ア 指定事業者一覧表を見やすくしてほしい	91
イ 申請案内の際に指定事業者一覧表を送ってほしい	93
ウ 支給枚数の上限を上げてほしい	41
エ その他	34

【検証】

令和4年度はアンケート結果にあるような「指定事業者一覧表を見やすくしてほしい」「使用方法が分からない」という意見を踏まえて、利用促進および制度周知を図るため利用ガイドパンフレットを新たに作成し、利用者や居宅介護支援事業所に配付し、利用促進に努めた。前年度と比べて、利用率はあまり変わらなかったが、交付世帯数の増加も影響し、利用枚数は増えた。

アンケート回答者のうち、担当ケアマネジャーに利用券の使用について相談している割合は、45%と半分を下回っていたため、ケアマネジャーからの利用勧奨を進めていく必要がある。

4. 第9期の方向性について

●現行事業を継続する。

高齢化が進行し、要介護者数も増加していく中で、高齢者のみの老老介護世帯や要介護高齢者の一人暮らし世帯の在宅生活を継続する上で、日常生活上の家事支援や家屋修繕等の援助が益々求められることから、第9期計画においても事業を継続します。

居宅サービス費区分支給限度基準額拡大事業について

1. 居宅サービス費区分支給限度基準額拡大事業（平成15年度から実施）

在宅で生活する要介護3以上の要介護者で、区分支給限度基準額の枠内ではニーズに対応した在宅サービスの必要量を確保できない対象者に対して、区分支給限度基準額を超えて利用できる拡大枠を設け支援する。

- 対象者：要介護3以上（所得制限等あり）
- 利用上限：区分限度基準額の1.3倍
- 支給額：区分限度基準額超過分の7割

※区分支給限度基準額

在宅で1か月間に利用できる介護サービス利用料金の上限額。要介護別に設定されている。

2. 実績

（単位：千円）

計 画		第5期			
年 度		H 2 4	H 2 5	H 2 6	合計
利用人数		1 1	1 1	1 0	3 2
支給額		4, 2 7 0	3, 3 2 0	3, 1 0 4	1 0, 6 9 4
計 画		第6期			
年 度		H 2 7	H 2 8	H 2 9	合計
利用人数		9	5	4	1 8
支給額		2, 7 2 3	2, 4 3 0	2, 1 6 3	7, 3 1 6
計 画		第7期			
年 度		H 3 0	R 1	R 2	合計
利用人数		4	4	5	1 3
支給額		1, 0 9 8	4 5 5	2 2 6	1, 7 7 9
計 画		第8期			
年 度		R 3	R 4	R 5	合計
利用人数		3	1	—	4
支給額		1 6 2	1 5	—	1 7 7

【検証】

支給対象者の要件は、要介護3以上の中重度者であり、一般的には介護保険施設等へ入所するケースが多く、居宅サービスの場合も小規模多機能型居宅介護へ利用を切替えることにより、枠内に収まるケースもある。また、障がいが理由により介助が必要なケースは、限度額を超える部分を障がい福祉サービスで併用

する場合もあり、本事業の利用者は減少傾向にある。

3. 第9期の方向性について

●現行事業を継続する。

利用者数は減少傾向にあるが、利用者の在宅生活の安定と継続を引き続き支援するため、第9期計画においても事業を継続します。

認知症グループホーム利用者負担軽減事業について

1. 認知症グループホーム利用者負担軽減事業（平成 25 年度から実施）

認知症グループホーム利用者の所得等の状況に応じて、事業者が居住費（家賃・光熱水費）を軽減し、減額分を市から助成する。

(1)対象者：出雲市内の認知症グループホーム利用者

(2)減額：以下のとおり

負担段階	負担軽減の対象者	月の軽減額 (日割額)
第1段階	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	12,000 円 (400 円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額 80 万円以下の方	10,000 円 (330 円)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額 80 万円を超える者	8,000 円 (270 円)

【支給実績】

年度	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)
利用人数 (1 月あたり)	253	261	282	294	320
支給額 (千円)	26,549	27,317	29,704	29,918	30,776

2. 事業所アンケートについて

別添のアンケート用紙のとおり市内グループホーム 38 事業所に対してアンケートを実施し、事業の方向性について意見を求めます。

3. 第 8 期の方向性について

●現行事業を継続する。

事業開始から 10 年が経過し、市内グループホーム事業所数の増加に伴い、負担軽減事業認定者も増加傾向にあります。

県内他市の同様事業との比較や本市の財政状況等を考慮すると更なる、拡充を行わず、現行のとおり継続すべきと考えます。

(検討項目)

- ・負担段階の拡充（軽減対象者の要件に第 4 段階を追加等）

【参考資料】他市との比較

	出雲市	松江市
対象者要件	<p>①生活保護受給者等</p> <p>②世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額80万円以下の方</p> <p>③世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額80万円を超える方</p>	<p>次の全ての要件を満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯員全員が市民税非課税 ・別世帯であっても、配偶者も市民税非課税 ・預貯金等の額が夫婦で2000万円以下、配偶者がいない場合は1人で1000万円以下 <p>軽減段階</p> <p>①生活保護受給者等</p> <p>②本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額80万円以下の方</p> <p>③本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額80万円を超える方</p> <p>※②、③ともに非課税年金額を除いた合計</p>
軽減額	<p>①12,000円/月（400円/日）</p> <p>②10,000円/月（330円/日）</p> <p>③8,000円/月（270円/日）</p>	<p>①10,000円/月（330円/日）</p> <p>②10,000円/月（330円/日）</p> <p>③5,800円/月（190円/日）</p>
施設数	39	39
	雲南市	大田市
対象者要件	<p>①生活保護受給者等</p> <p>②世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額80万円以下の方</p> <p>③世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額80万円を超える方</p>	<p>大田市が行う介護保険の被保険者のうち、市民税世帯非課税であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として大田市が認めたものを軽減対象者とする。</p> <p>ただし、生活保護法に基づく被保護者及び介護保険法規定により被保険者証に給付額減額等の記載を受けている者は除く。</p> <p>①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。</p> <p>②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していないこと</p>
軽減額	<p>①400円/日</p> <p>②330円/日</p> <p>③270円/日</p>	<p>利用者負担の4分の1</p> <p>（老齢福祉年金受給者は2分の1）</p>
施設数	10	6

(看護) 小規模多機能型居宅介護の独自報酬について

1. (看護) 小規模多機能型居宅介護の独自報酬

(平成 25 年度から実施、令和 3 年度から看護小規模多機能型居宅介護を対象に追加)

小規模多機能型居宅介護は、「通い・訪問・泊り」を組み合わせたサービスを月額で包括料金で提供するが、利用者に対して充実したサービスを提供した場合でも、介護報酬額に反映されないため、市町村において加算方式の独自報酬を設定する。

➤ 対象者：出雲市内の(看護)小規模多機能型居宅介護事業所

➤ 加算額：以下のとおり

(円：

単位×10)

区分	算定要件	単位数	種別
加算Ⅰ (人員体制)	日中の時間帯において、人員配置基準上必要な介護従業者の数に、常勤換算方法で1を加えた数以上の介護従業者を配置している。	200 単位/月	体制加算
加算Ⅱ (認知症)	認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者(認知症加算対象者を除く。)を受け入れている。	200 単位/月	対象者加算
加算Ⅲ (情報提供) ※R3 年度廃止	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者にかかる必要な情報を、入院してから遅くとも7日以内に提供している。 病院等又は老人福祉施設等を退院・退所直後に利用開始する者もしくは既に利用登録している者が退院するにあたって、当該病院等の職員と面談を行った上で、退院・退所情報記録書及びサービス計画を作成した場合に算定。 (初期加算との併用可)	1人につき 200 単位/月 まで算定可 (入院・退院各1回まで)	対象者加算
加算Ⅳ (独居)	独居の利用者に対して、サービスの提供を行っている。 ただし、当該小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の敷地に居住する利用者については算定しない。また、宿泊サービスの利用日数がその月において15日以上である月については、算定しない。 なお、利用者以外の全世帯員が要介護度3以上の場合は、独居に準ずるとして算定が可能。	200 単位/月	対象者加算
加算Ⅴ (訪問)	1月60回以上の訪問サービスを提供する利用者を受け入れている場合に算定する。ただし、当該小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する利用者に対する訪問サービスは対象としない。	200 単位/月	対象者加算

加算Ⅵ (要介護度改善) ※R3 年度新規	継続して登録している利用者であって、適切な(看護)小規模多機能型居宅介護計画に基づいて提供されたサービスにより、認定更新等の結果、要介護状態の区分が軽くなった場合に、その認定期間中において算定する。	200 単位/月	対象者 加算
-----------------------------	---	----------	-----------

※体制加算：事業所の登録者全員について算定

※対象者加算：該当する登録者のみについて算定

※1人あたりの最大加算合計は1,000単位(法定上限は1,000単位)

【実績】

※R4.7月1事業所減

【検証】

年度	事業所数	加算Ⅰ		加算Ⅱ		加算Ⅲ		加算Ⅳ		加算Ⅴ		加算Ⅵ		計	
		算定額 (千円)	算定 事業所	算定額 (千円)	算定 事業所	算定額 (千円)	算定 事業所	算定額 (千円)	算定 事業所	算定額 (千円)	算定 事業所	算定額 (千円)	算定 事業所	算定額 (千円)	算定 事業所
R2	17	1,910	4	1,476	15	49	4	682	11	236	6			4,353	16
R3	18	1,730	4	1,808	15			958	12	350	9	48	4	4,894	16
R4	18	1,634	3	1,860	16			940	13	300	10	126	10	4,860	17

- ・市内の(看護)小規模多機能型居宅介護の全17事業所のうち、加算を算定しているのは16事業所である。
- ・特に算定額の多い加算Ⅰ(人員体制加算)を算定している事業所は、訪問体制強化加算を算定できない有料老人ホーム併設の事業所が多い。
- ・加算Ⅱ(認知症加算)は算定している事業所が最も多く、16事業所において算定している。
- ・令和3年度から新設した加算Ⅵ(要介護度改善加算)は、算定事業所が令和4年度に増加した。

2. 令和6年度からの方向性

- 加算要件等の見直しを行ったうえで、現行の算定内容を継続します。

【理由】

- ・平成25年度から制度を開始しており、平成30年度には加算項目の追加や一部算定基準の拡充見直しを行うなど、事業所のニーズに即した算定要件により定着してきています。
- ・令和3年度には、算定の少ない加算項目(加算Ⅲ)を廃止し、前回アンケートの結果における新規加算項目(要介護度改善加算)を取り入れました。
- ・令和6年度においては、現行の加算内容を継続しつつ、市内(看護)小規

模多機能型居宅介護事業所（17 事業所）に対してアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、算定要件及び単位数の配分等について見直しを行います。

- 出雲地域介護保険サービス事業者連絡会の小規模部会からの要望を基に、月 60 回以上の訪問を算定要件としている現行の加算Ⅴについて、1 月が 30 日に満たない 2 月においても 1 日 2 回以上訪問を実施すれば算定が可能となるよう、「2 月においては 56 回以上の訪問」と算定要件を緩和します。

介護サービスの基盤整備目標の策定にあたっては、計画期間中に整備数を定める事業と、事業ごとに介護給付見込を定める事業の2種類があります。

介護給付見込量については、給付実績を基本として、要介護認定者数の推計、介護サービス利用者数・実績の増減及び今後の介護サービス基盤整備の方向性等を踏まえて推計しています。

種別		サービス内容	第9期期間整備計画	
施設・居住系	介護老人福祉施設	要介護3以上の方を対象に、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理等を行う。	整備計画数に基づき整備するもの	
	介護老人保健施設	在宅復帰を目指して医学的な管理のもと、リハビリテーションに重点を置いたケアを行う。		
	介護医療院	長期にわたり療養が必要な利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。		
	地域密着型介護老人福祉施設	定員が29人以下の介護老人福祉施設。		
	認知症対応型共同生活介護	認知症の利用者が、共同生活する住居で、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練等を行う。		
	特定施設入居者生活介護	特定施設の入居者に対し、施設介護サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行う。		
居宅系	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じての定期巡回と、随時、訪問介護・看護サービスの提供を行う。		整備計画数に基づき整備するもの
	看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズが高い要介護者に対して、小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、訪問看護のサービスを提供する。		
	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、「訪問」、「宿泊」のサービスを組み合わせ、入浴・食事等の介護、家事援助、健康状態の確認等日常生活上の世話や機能訓練を行う。		
	認知症対応型通所介護	認知症の利用者が、事業所へ通い、入浴・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行う。		
	地域密着型通所介護	定員が18人以下の通所介護。		
	訪問介護	訪問介護員が利用者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の身体介護や生活援助を行う。	事業ごとに介護給付見込を定めるもの	
	訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、主治医の指示に基づき療養上の世話や必要な診療の補助を行う。		
	通所介護	事業所へ通い、入浴・食事等の介護、健康状態の確認と機能訓練を行う。		
	短期入所生活介護	介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・食事等の介護、その他日常生活上の世話と機能訓練を行う。		